

NPO法人三二白書

平成26年度

(2014年度)

数字で見る
島根のNPO法人
のすがた

公益財団法人ふるさと島根定住財団 地域活動支援課

TEL 0852-28-0690
FAX 0852-28-0692

〒690-0003
島根県松江市朝日町478-18

[Web サイト] <http://www.teiju.or.jp>
[電子メール] shimane@teiju.or.jp

発行 平成29年3月

目次

1. NPO 法人白書について	ページ 01
2. NPO 法人白書ダイジェスト この調査でわかった！NPO10のPOINT！！	ページ 03
3. NPO 法人の概況	ページ 04
4. NPO 法人の財務状況	ページ 08
5. NPO 法人会計基準の導入状況	ページ 14

1. NPO法人白書について

調査の目的

今まで、島根県内のNPO法人の状況については、一般論として語られる場合が多く、実際の状況を調査したデータ等をもとに分析し、現状を把握する機会がありませんでした。

そこで、平成25年度に島根県で初めて“NPO法人白書”を作成したところ、調査した219法人分の経常収益の合計は67億円を超え、延べ45万人の受益者に対してサービスを提供していることが分かりました。会費と寄付を合計すると1億円を超え、多くの支援者に支えられていることや、一方で、会費0円の法人が34法人、寄付0円の法人が105法人あることも判明しました。活動分野や規模も多岐にわたるNPO法人ですが、収益構造だけでなく、会員や支援者への共感や巻き込みに対する考え方にも大きな違いがあるようです。

しかしながら、しっかりとした事業報告書や決算書を提出することは信頼性を高める上で重要な要素であることから、定期的な調査が必要であると考え、このたび平成26年度版のNPO法人白書を作成することとなりました。

この調査結果をもとに、NPO法人の実情やニーズに応じた効果的なサポートを行っていききたいと思います。

※NPO 法人とは？

NPO 法人の正式名称は「特定非営利活動法人」。
NPOとは、「非営利団体」のことで、英語では「Non-Profit-Organization」となり、その頭文字をとってNPOと呼ばれています。
このNPOがNPO法によって法人格を取得するとNPO法人となります。

※NPO 法とは？

NPO 法の正式名称は「特定非営利活動促進法」といいます。阪神淡路大震災をきっかけに、平成10年12月に制定されました。
非営利団体に法人格を付与することにより、社会貢献活動を促進し、公益の増進に寄与することを目的としています。

・調査法人数・・・238法人

今回の調査では、NPO法人が実際に作成し所轄庁に提出した238法人の平成26年度事業報告書や決算等を対象としました。

なお、平成27年3月末のNPO法人数は275法人でしたが、このうち設立間もないため最初の事業年度が終了しない法人や解散した法人を除いても、約35法人が未提出であるということになります。

・調査の方法

NPO法人が所轄庁に提出した書類のうち、事業報告書と決算書は内閣府ポータルサイトに掲載されます。事業報告書と決算書については、内閣府ポータルサイトから必要な数値を表計算ソフトに集約し、活動状況や財務状況を調査しました。

また、役員名簿及び社員名簿は内閣府ポータルサイトの公開資料ではないので、各所轄庁に調査協力いただき、集計を行いました。

なお、今回の調査では、NPO法人が提出した書類の数値をそのまま反映させています。

調査の内容

調査書類	調査内容
活動計算書	・ 収益規模（経常収益の合計額）
	・ 経常収益における大科目ごとの額 1. 受取会費 2. 受取寄付金 3. 受取助成金等 4. 事業収益 5. その他の収益
	・ 経常費用における大科目ごとの額 1. 事業費 2. 管理費
	・ 事業費及び管理費における人件費
	・ 役員報酬の額
貸借対照表	・ 当期正味財産増減額
	・ 次期繰越正味財産額
インターネット環境	・ 自社サイトの有無（ホームページ、ブログ、SNS など）
	・ CANPAN および認証団体
	・ いきいき広場登録団体

2. NPO法人白書ダイジェスト

この調査でわかった！NPO法人10のPOINT！！

① 275法人のNPO法人

平成27年3月末現在のNPO法人の数は、275法人。平成26年度の認証数は9。はじめて一桁台の認証数となりました
(関連ページ 05)

② 保健・医療・福祉が最多

NPO法人の活動分野で1番多いのは「保健・医療・福祉」分野ですが、「まちづくり」分野と拮抗しています。次いで、「連絡・助言・援助」「社会教育」「子どもの健全育成」と続きます。
(関連ページ 07)

③ NPOが動かすお金は71億円超

調査したすべてのNPO法人の経常収益を合計すると71億円を超えることが分かりました。1年間にこれだけのお金を動かしているのです。(関連ページ 10)

④ 20法人が収益1億円超え

年間の経常収益が1億円超えるNPO法人は20法人あることが分かりました。
(関連ページ 10)

⑤ 58法人が100万円未満

一方で、100万円未満のNPO法人も58法人あります。
(関連ページ 10)

⑥ 1億円を超える寄付

NPO法人が1年間に集めた寄付を合計すると1億円を超えることが分かりました。これに会費を加えると1億7千万円を超えます。
(関連ページ 10)

⑦ 30億円弱の人件費

調査したすべてのNPO法人の人件費を合計すると1年間に30億円近くの支払いがあることが分かりました。
(関連ページ 12)

⑧ 2.7億円の正味財産が増加

調査したすべてのNPO法人の当期正味財産増減額を合計すると約2.7億円弱であることが分かりました。1年間にこれだけの正味財産が増加しています。(関連ページ 13)

⑨ 役員報酬の支給36法人

役員に対し役員報酬を支給している法人は36法人のみ。多くの理事が無報酬で活動しています。(関連ページ 12)

⑩ 69%が活動計算書を提出

平成26年度の決算書のうち、69%のNPO法人が「活動計算書」を提出していることが分かりました。(関連ページ 16)

3. NPO法人の概況

①NPO法人数の推移

②NPO法人数の市町村分布図

③所轄庁へ書類を提出しているNPO法人数

④NPO法人の活動分野

⑤NPO法人の収益規模

※NPO 法人を設立するには？

NPO法人は、特定非営利活動促進法(NPO法)に基づき、所轄庁の認証を得た上で、法務局に登録を行い、法人格を取得します。

※所轄庁とは？

NPO 法人の設立や役員変更、定款変更などの各種変更手続の書類を提出する窓口。基本的には都道府県ですが、島根県では事務処理権限を多くの市町村へ移譲しています。

※認証とは？

認証とは、NPO 法において、法に規定する設立要件を満たしているか確認し、証明することです。原則として行政側に裁量権はなく、基準にそった書類さえ提出されれば、すべて認められます。

① NPO法人数の推移

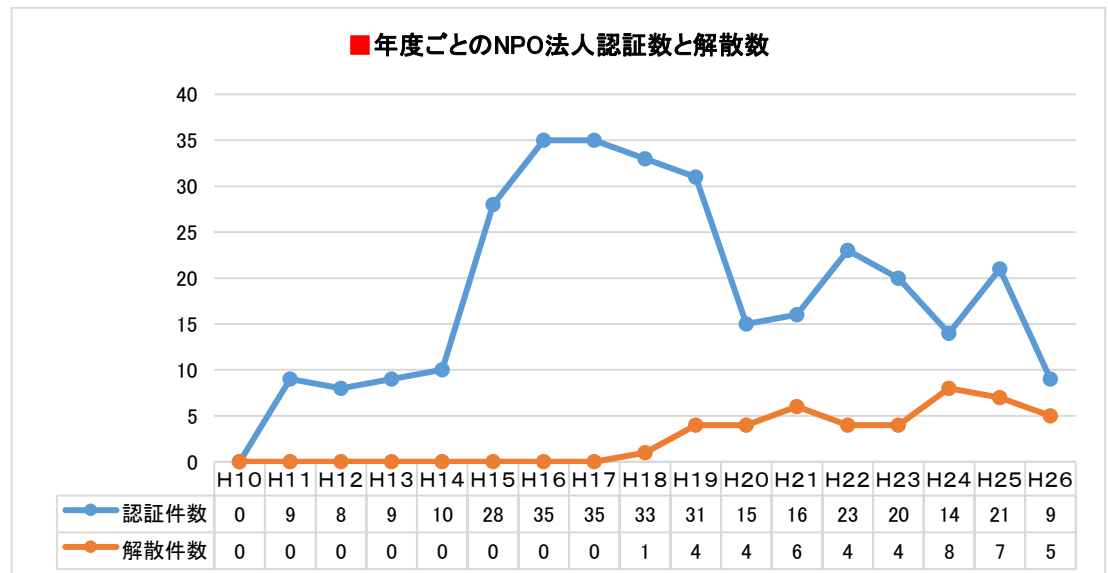
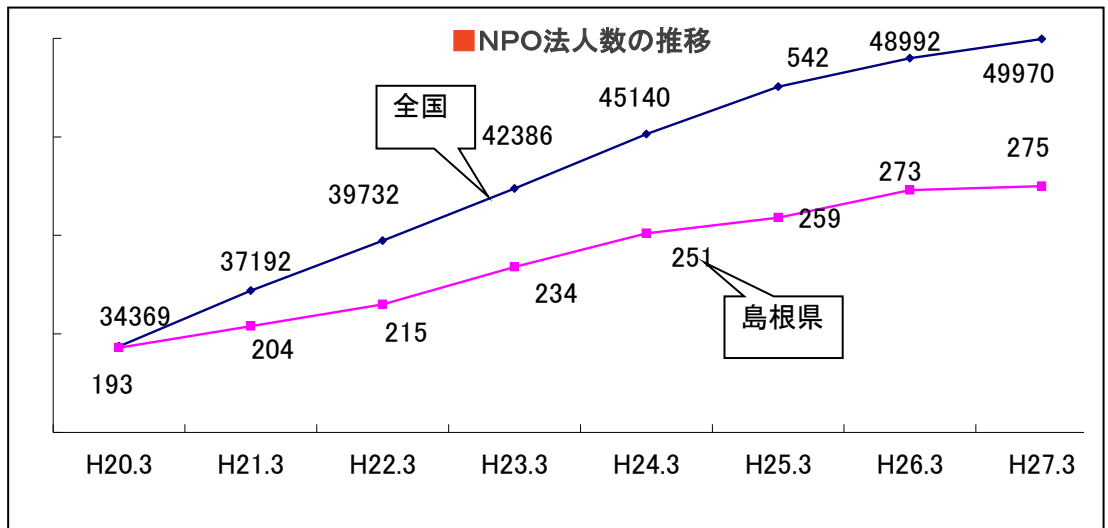
平成27年3月末現在のNPO法人数は275法人。

全国では50,000法人に迫り、コンビニエンスストアの数とほぼ同じだけのNPO法人が誕生しています。

島根県での認証数のピークは平成16年、17年で、年間35のNPO法人が設立されました。その後も増え続けていますが、近年では年間15前後のNPO法人が設立されています。

一方で、NPO法が制定され15年が経ち、役割を終えた法人や活動の継続が困難になった法人も出始め、平成24年のNPO法改正で解散に関する要件が緩和されたこともあり、解散するNPO法人も増えてきています。すでに43法人が解散しています。

そのような背景から、平成24年度のNPO法人数の純増(認証数－解散数)は、はじめて一桁台になりました。



②NPO法人数の市町村別分布

島根県では、知夫村を除く、すべての市町村にNPO法人が存在します。
松江市には全体の36%にあたる99のNPO法人があります。



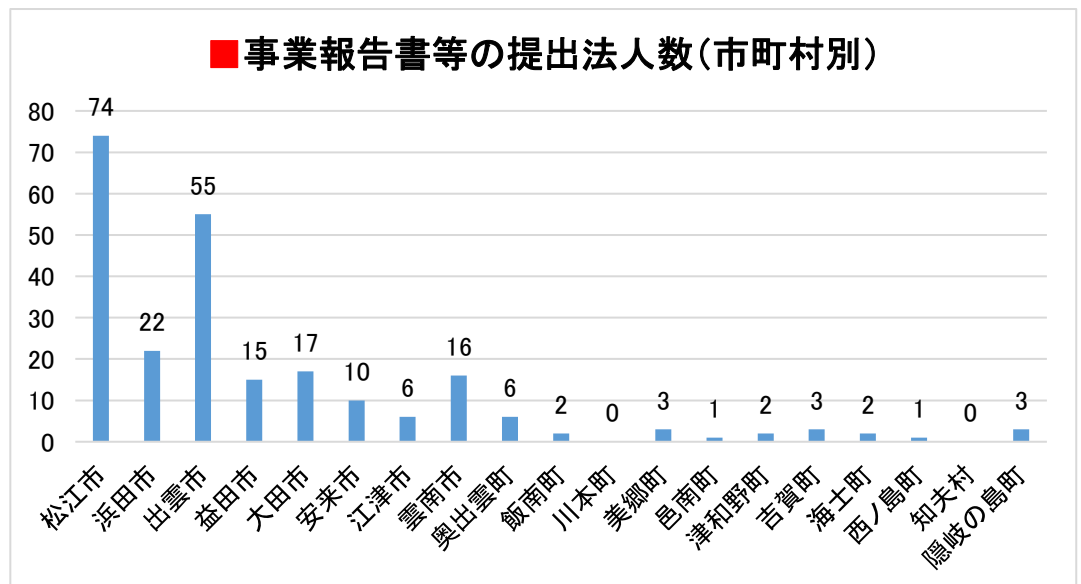
③所轄庁へ書類を提出したNPO法人数

今回の調査では、NPO法人が実際に作成し所轄庁に提出した238法人の平成26年度事業報告書等を対象としました。

なお、平成27年3月末のNPO法人数は275法人でしたが、このうち設立間もないため最初の事業年度が終了しない法人や解散した法人を除いても約35の法人が未提出であるということになります。

※NPO 法人の情報公開とは？

NPO 法人は、毎事業年度終了後3ヶ月以内に、事業報告書や決算書を作成し、法人事務所に備え置くとともに、所轄庁へ提出しなければなりません。



※定款とは？

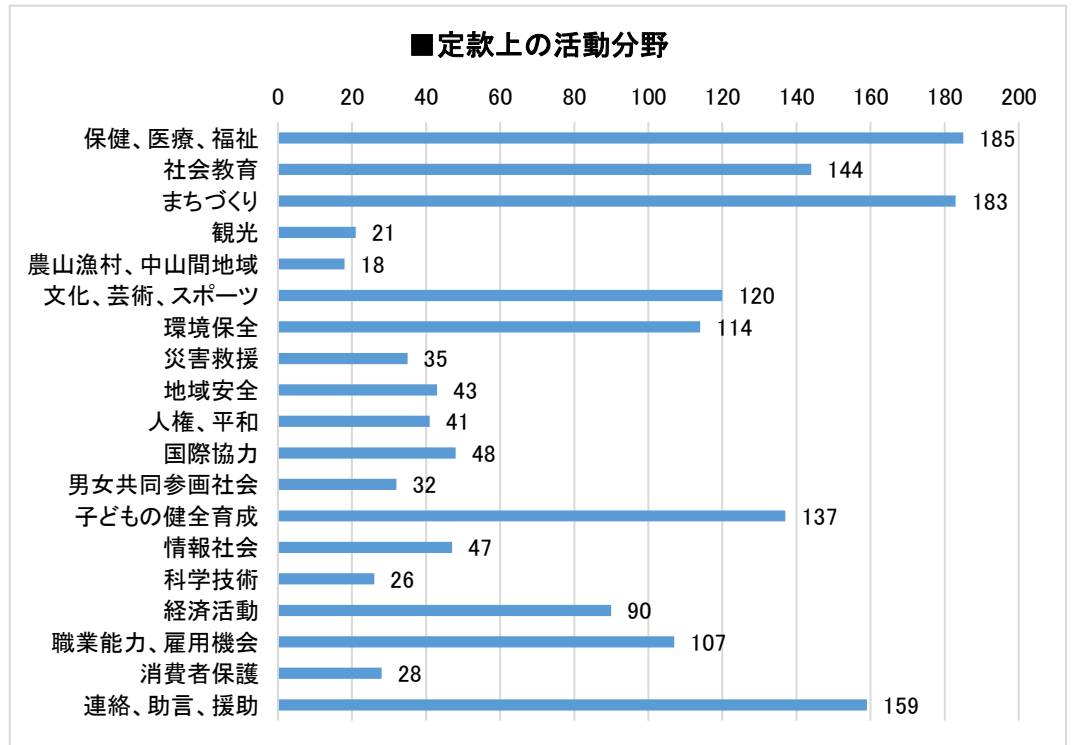
NPO法人の組織や運営について定めたものです。名称や目的、活動分野、事業の種類など定め、定款に従って組織を運営する必要があります。

※社員とは？

NPO法上の「社員」とは、「法人の構成員」を意味します。法人の最高の意思決定機関である総会において議決権を持ち、法人の意思を決定します。一般的には「正会員」に当たるものです。なお、一般的な会社員という意味ではありません。NPO法人を設立する場合、この「社員」を10名以上集める必要があります。

④NPO法人の活動分野

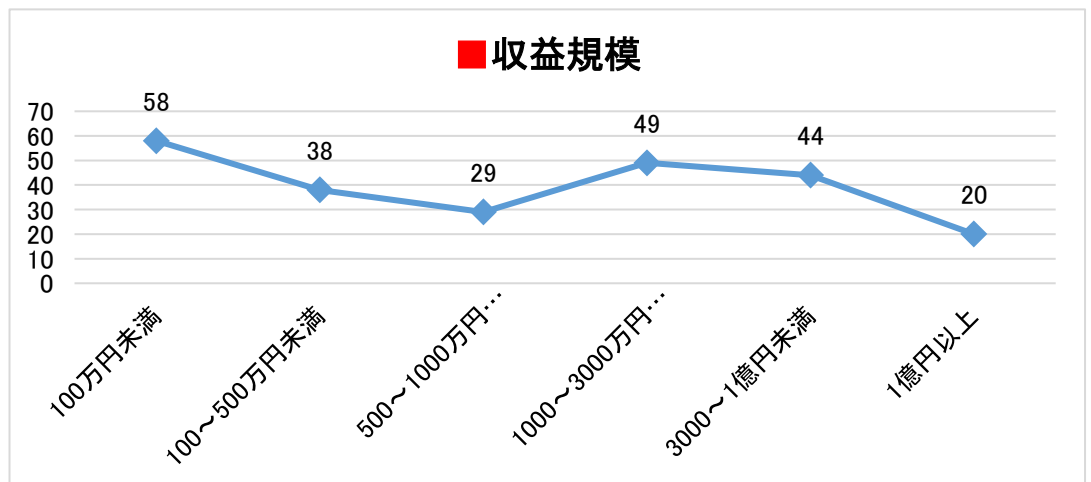
NPO法人が活動できる範囲はNPO法で20種類の分野に限定されていますが、その分野は多岐にわたります。NPO法人は定款で活動分野を特定しなければなりません、1つの分野に限定する必要はなく、複数の分野を選択することが可能です。したがって、275法人が定めるすべての活動分野を合計すると1,578分野にも及びます。



※合計 1,578 分野 / 275 法人 (1 法人あたり 5.7 分野) 参考資料：島根県 NPO 活動推進室

⑤NPO法人の収益規模

NPO法人の経常収益を規模別に分類したところ、100万円未満のNPO法人が1番多く、58法人でした。しかし、収益規模は設定した規模区分にほぼ均等に分散しており、様々な規模のNPO法人が混在していることが分かりました。



4. NPO法人の財務状況

①NPO法人の財務状況

I. 経常収益

I-1. 受取会費

I-2. 受取寄付金

I-3. 受取助成金等

I-4. 事業収益

II. 経常費用

II-①人件費

II-②役員報酬

III. 当期正味財産増減額

IV. 次期繰越正味財産額

①NPO法人の財務状況

調査した238法人分のすべての活動計算書もしくは収支計算書等、貸借対照表の数値を集計したところ、下記のような結果となりました。

県内のNPO法人全体でどれぐらいのお金が動き、どのように使われてきたのか、どれぐらいの財務的体力があるのか、その全体像や実態が明らかになりました。科目ごとの結果については、次項から順次掲載していますので、ご覧ください。

※調査法人の数

今回の調査では、NPO法人が実際に作成し、所轄庁に提出した平成26年度の決算書等、238法人分の数値を集計し、調査しています。

※経常収益・経常費用の合計

今回の調査では、NPO法人が実際に作成した決算書の数値をそのまま集計しています。

全法人の合計金額はそれぞれの科目ごとに合計金額を集計しており、経常収益の合計と経常費用の合計と必ずしも一致しません。

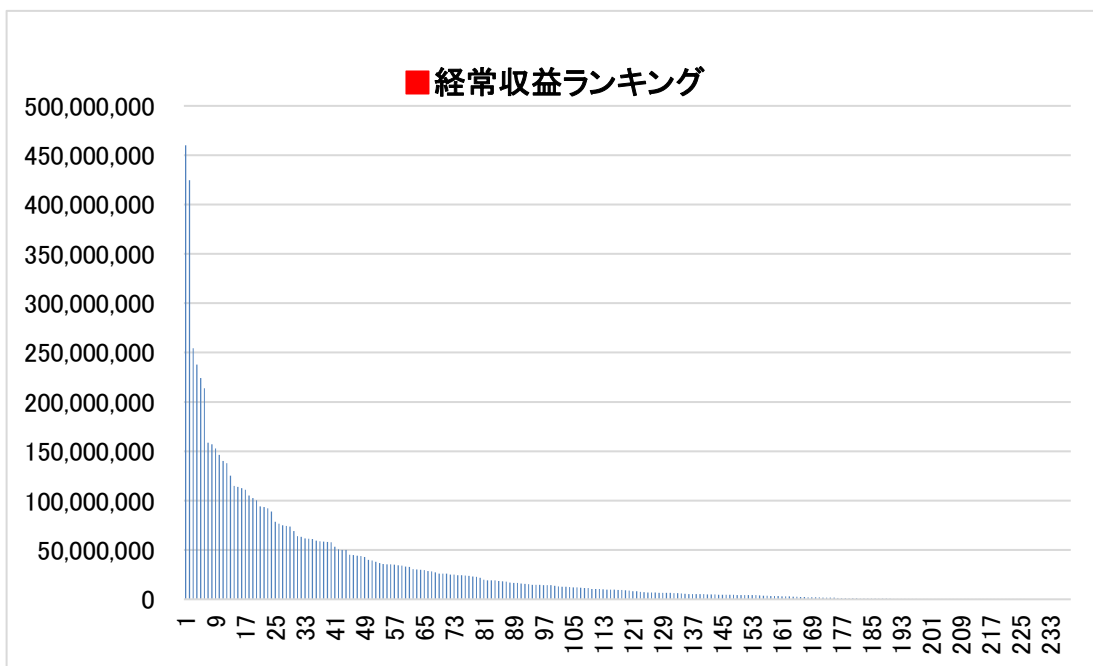
全法人合計	平成26年度 (238法人)	平成24年度 (219法人)	増減
I. 経常収益			
1. 受取会費	73,917,233	54,364,741	19,552,492
2. 受取寄付金	100,970,942	69,377,605	31,593,337
3. 受取助成金等	721,961,602	850,908,134	-128,946,532
4. 事業収益	5,994,869,011	5,647,506,666	347,362,345
5. その他収益	288,520,080	89,395,726	199,124,354
経常収益合計	7,178,450,985	6,711,552,872	466,898,113
II. 経常費用			
1. 事業費			
(1) 人件費	2,711,682,180	2,451,625,579	260,056,601
(2) その他経費	3,277,920,802	2,894,562,988	383,357,814
事業費計	5,989,602,982	5,346,188,567	643,414,415
2. 管理費			
(1) 人件費	288,010,387	315,360,024	-27,349,637
(うち役員報酬)	106,757,054	75,388,168	31,368,886
(2) その他経費	571,285,508	399,750,498	171,535,010
管理費計	859,295,895	715,110,522	144,185,373
経常費用合計	6,847,330,113	6,061,299,089	786,031,024
III. 正味財産			
当期正味財産増減額	277,422,903	779,844,632	-502,421,729
次期繰越正味財産額	2,961,189,795	2,904,650,318	56,539,477

全法人平均	平成26年度 (238法人)	平成24年度 (219法人)	増減
I. 経常収益			
1. 受取会費	310,577	248,241	62,336
2. 受取寄付金	424,248	316,793	107,455
3. 受取助成金等	3,033,452	3,885,425	-851,973
4. 事業収益	25,188,525	25,787,702	-599,176
5. その他収益	1,212,269	408,200	804,070
経常収益合計	30,161,559	30,646,360	-484,801
II. 経常費用			
1. 事業費			
(1) 人件費	11,393,623	11,194,637	198,985
(2) その他経費	13,772,776	13,217,183	555,594
事業費計	25,166,399	24,411,820	754,579
2. 管理費			
(1) 人件費	1,210,128	1,440,000	-229,872
(うち役員報酬)	448,559	344,238	104,321
(2) その他経費	2,400,359	1,825,345	575,015
管理費計	3,610,487	3,265,345	345,142
経常費用合計	28,770,295	27,677,165	1,093,130
III. 正味財産			
当期正味財産増減額	1,165,642	3,560,934	-2,395,292
次期繰越正味財産額	12,441,974	13,263,243	-821,270

I. 経常収益

調査したすべてのNPO法人の経常収益の合計は7,178,450,985円で、年間71億円を超える資金を調達しています。1法人あたりの平均額は30,161,559円となっています。

下記の表は、経常収益の大きい法人を左から順番に並べたものです。最高額は460,111,381円で、2位が424,628,730円です。年間1億以上の法人は20法人あり、年間100万円以上は180法人となっています。したがって、58法人が年間100万円以下の経常収益となります。



I-1. 受取会費

調査したすべてのNPO法人の受取会費の合計は73,917,233円で、年間7,390万円を超える会費を集めています。1法人あたりの平均額は310,577円です。

県内のNPO法人で最も多く会費を集めている法人の額は4,216,700円で、次いで3,982,300円です。年間100万円以上の会費を集めている法人は21法人あります。一方で、会費が0円のNPO法人も44法人あります。

I-2. 受取寄付金

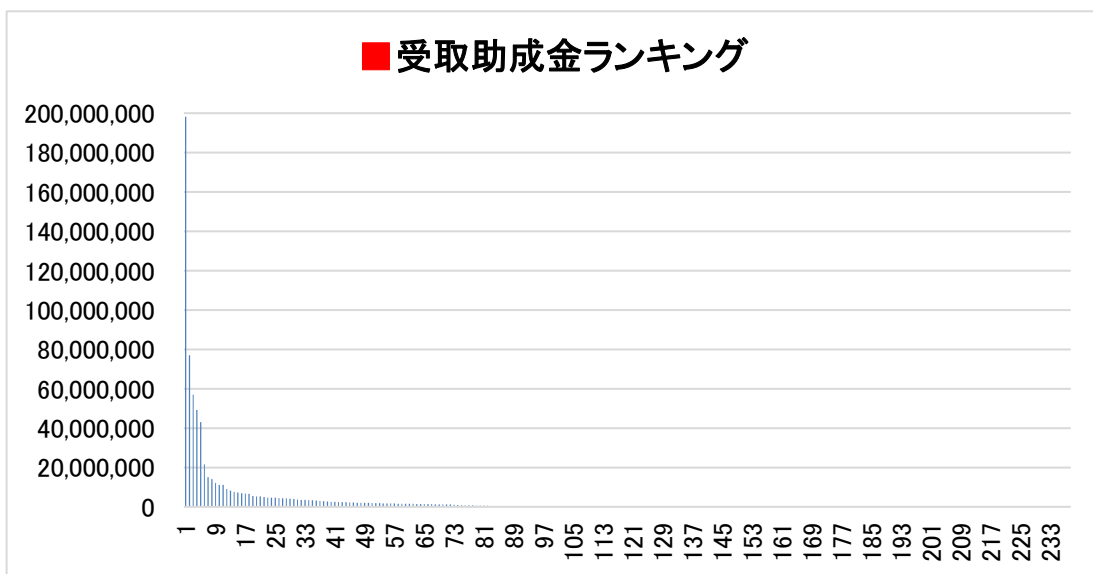
調査したすべてのNPO法人の受取寄付金の合計は100,970,942円で、年間1億円を超える寄付を集めています。1法人あたりの平均額は424,248円です。

県内のNPO法人で最も多く寄付金を集めている法人の額は10,706,104円で、次いで7,844,702円です。年間100万円以上の寄付金を集めている法人は20法人あります。一方で、寄付金が0円のNPO法人も122法人もあります。また、会費と寄付の合計金額の最高額は12,109,504円で、2位は10,113,845円です。年間100万円以上の法人は37法人あり、会費も寄付も0円の法人が30法人あります。

I-3. 受取助成金等

調査したすべてのNPO法人の受取助成金等の合計は721,961,602円で、年間7億2,000万円を超える助成金を受け取っています。1法人あたりの平均額は3,033,452円です。

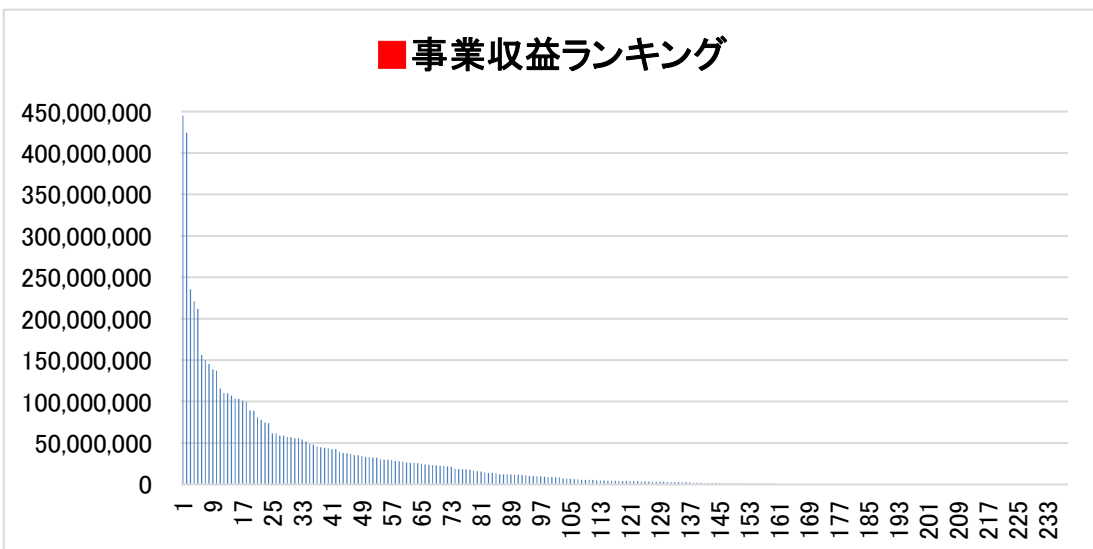
下記の表は、受取助成金の大きい法人を左から順番に並べたものです。最高額は198,265,000円で、2位は76,999,910円です。年間100万円以上の法人は73法人あり、受取助成金が0円の法人は120法人あります。



I-4. 事業収益

調査したすべてのNPO法人の事業収益の合計は5,994,869,011円で、年間60億弱の事業収益を上げています。1法人あたりの平均額は25,188,525円です。

下記の表は、事業収益の大きい法人を左から順番に並べたものです。最高額は445,220,026円で、2位は424,442,574円です。年間1,000万円以上の法人は95法人あり、事業収益が0円の法人は42法人あります。



※NPO法人の事業費と管理費

「事業費」とは、NPO 法人が目的とする事業を行うために直接要する人件費やその他の経費をいいます。

「管理費」とは、NPO 法人の各種の事業を管理するための費用で、総会及び理事会の開催運営費、会報の発行やホームページの更新に係る費用、経理や労務・人事に係る費用、支援者や所轄庁等への報告に係る費用などがあります。

したがって、「事業費」の方が「管理費」より金額が大きくなるのが一般的です。

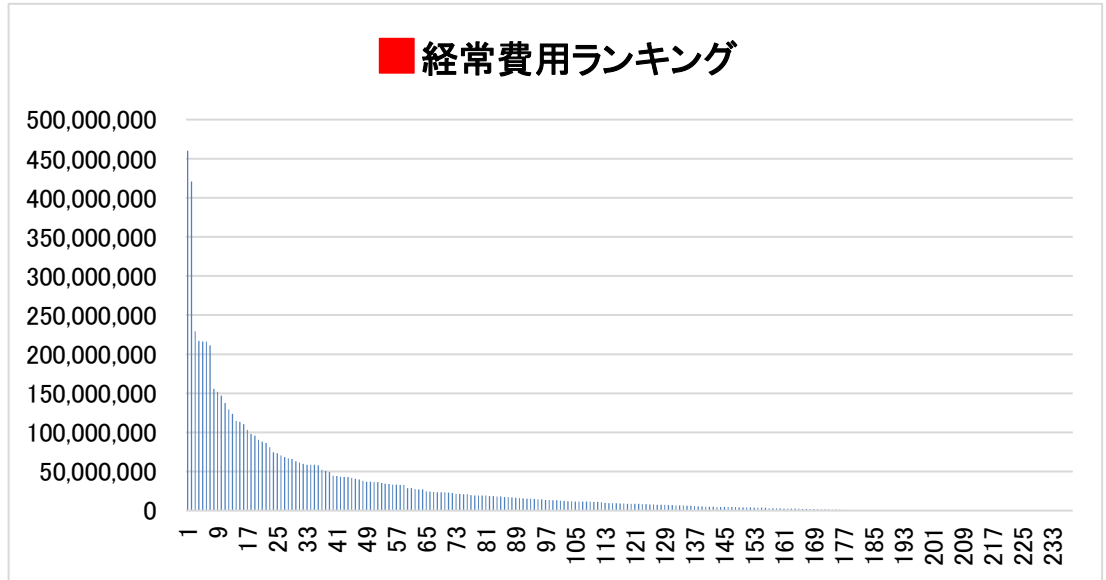
※役員とは？

NPO法人は、「役員」として、理事3人以上、監事1人以上を置かなければなりません。

「理事」は、NPO 法人の代表機関として対外的に法人を代表し、対内的には定款や社員総会の決議に従って法人の事務を執行する仕事を行います。「監事」は、理事の業務執行の状況や法人の財産の状況を監査する役割を担います。

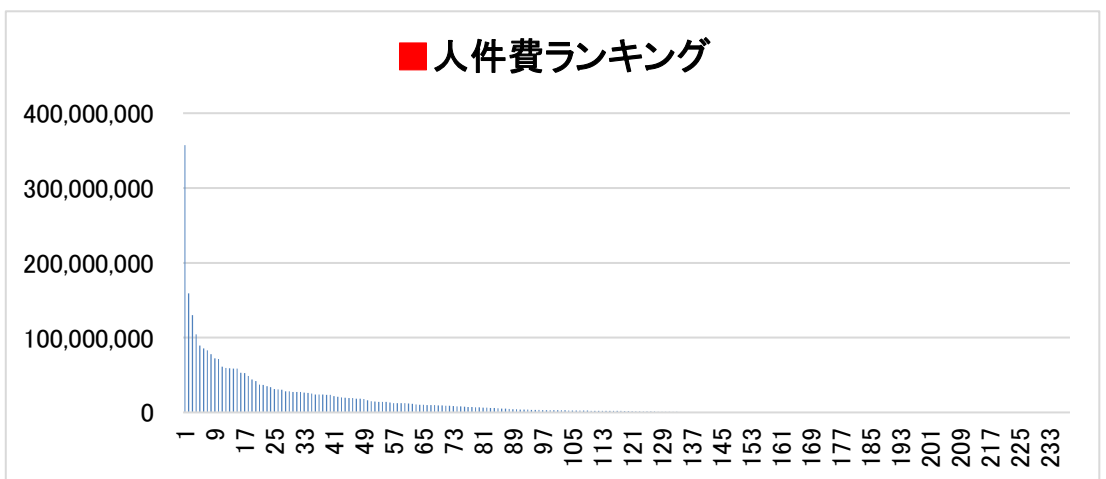
Ⅱ. 経常費用

調査したすべてのNPO法人の経常費用の合計は6,847,330,113円で、年間68億円を超える費用を活動や事業の運営に充てています。1法人あたりの平均額は28,770,295円です。



Ⅱ-① 人件費

調査したすべてのNPO法人の人件費(事業費及び管理費)の合計は2,999,692,567円で、年間約30億円の人件費を計上しています。1法人あたりの平均額は12,603,751円です。下記の表は、人件費の大きい法人を左から順番に並べたものです。最高額は357,486,513円で、2位は159,041,988円です。年間1,000万円以上の法人は65法人あり、人件費が0円の法人は91法人あります。

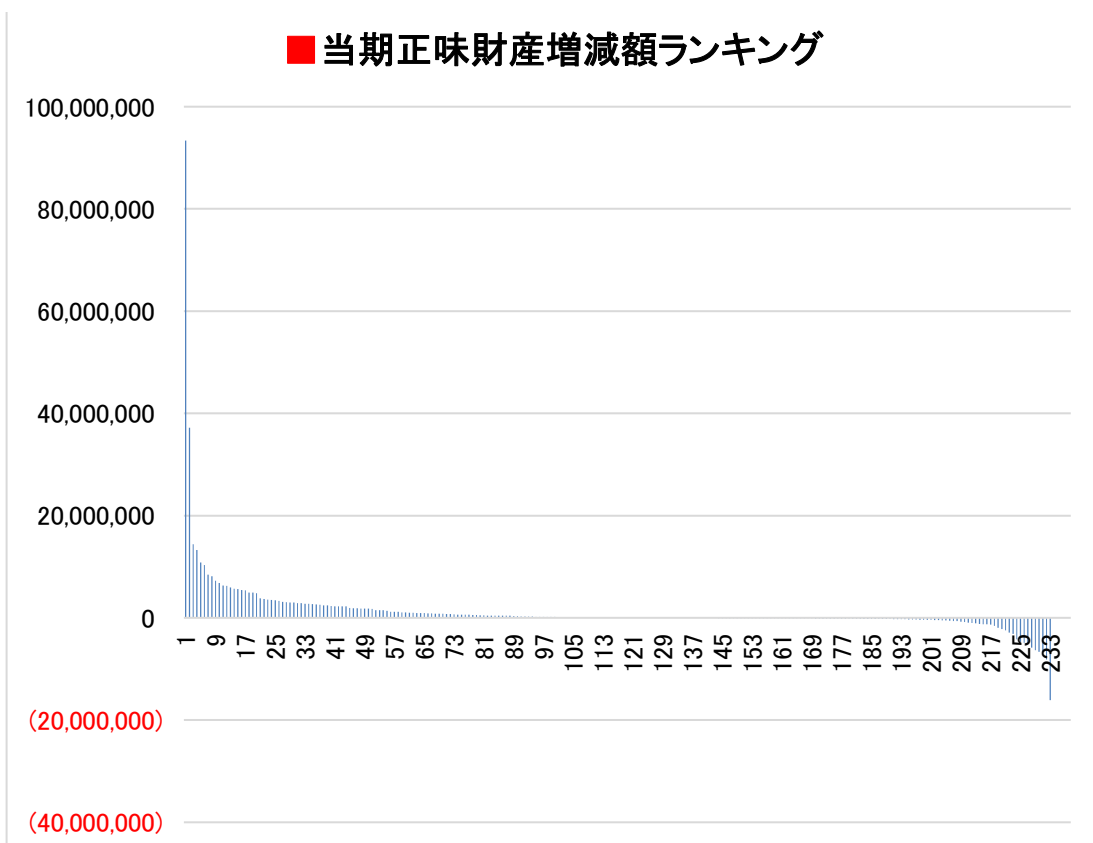


Ⅱ-② 役員報酬

NPO法人は役員として、理事を3人以上、監事1人以上を置かなければなりません。そのうち、役員報酬を受け取ることができる役員数の1/3以内と定められています。今回の調査で役員報酬を支給しているNPO法人は36法人のみということが分かりました。多くのNPO法人の役員は無報酬で活動をしています。

Ⅲ. 当期正味財産増減額

調査したすべてのNPO法人の当期正味財産増減額を合計すると、277,422,903円で、年間約2.7億円弱の正味財産が増加しています。1法人あたりの平均額は1,165,642円。下記の表は、当期正味財産増減額の大きい法人を左から順番に並べたものです。最高額は93,380,102円で、2位は37,218,608円です。年間1,000万円以上の法人は6法人あり、マイナスの法人は90法人あります。



Ⅳ. 次期繰越正味財産額

調査したすべてのNPO法人の次期繰越正味財産額を合計すると、2,963,020,169円で、約29億円の正味財産が蓄えられていることが分かりました。1法人あたりの平均額は12,449,665円です。1,000万円以上の法人は51法人あり、マイナスの法人は43法人あります。

5. NPO法人会計基準の導入状況

①NPO法人会計基準とは？

②NPO法人会計基準の普及調査

③活動計算書を提出しよう！

① NPO法人会計基準とは？

NPOの活動を多くの地域の人たちに知ってもらい、より多くの共感と支援を得るために、会計報告書を作る統一ルールとして、NPO法人会計基準ができました。会計基準は法律ではないので、強制されるものではありませんが、NPOの信頼性の向上を図るために、ぜひこの会計基準に沿った会計報告書の作成をお願いしたいと思っています。この会計基準では、活動計算書、貸借対照表、注記、財産目録がワンセットとなり、収支計算書がなくなるなど、会計報告書が大きく変わります。(NPO法人会計基準普及支援サイトより抜粋)

NPO法人会計基準は2010年7月20日に策定されたあと、2011年11月20日に一部改正がされています。また、2012年4月1日施行の改正特定非営利活動促進法第27条においては作成する財務諸表は旧法の収支計算書・貸借対照表・財産目録の3点セットから活動計算書・貸借対照表・財産目録の3点セットに改正されています。

② NPO法人会計基準の普及調査

今回の調査では、NPO法人が作成した事業報告書や決算書をもとに、財務状況を把握するだけでなく、NPO法人会計基準の普及度も下記の10のチェック項目をもとに調査しました。



NPO法人会計基準の導入に必要な10のチェック項目

◆活動計算書	
<input type="checkbox"/>	チェック① タイトルは「活動計算書」になっていますか？ →「損益計算書」「正味財産増減計算書」などになっている場合はNO。
<input type="checkbox"/>	チェック② 「経常収益」は、大科目が「受取会費」「受取寄付金」「受取助成金等」「事業収益」「その他収益」の5分類になっていますか？ →「受取会費」は、例えば「正会員会費収入」ではなく「正会員受取会費」とする。 →「事業収益」を「自主事業収益」「委託事業収益」に区分する場合は、大科目にせず補助科目として設定する。 →収支計算書で使われていた「収入」は使わず、「収益」という言葉に統一する。例) ×雑収入→○雑収益
<input type="checkbox"/>	チェック③ 「経常費用」は、「事業費」と「管理費」に分けられていますか？ →管理費が0円の場合も管理費0円と記載する。
<input type="checkbox"/>	チェック④ 「事業費」と「管理費」について、それぞれ「人件費」と「その他経費」に分かれていますか？ →人件費が0円の場合は、人件費という科目を削除しても構わない。 →勘定科目は形態別に表示すること。「〇〇事業費」や「△△イベント費」など目的に応じた勘定科目を使って一括計上しないこと。
<input type="checkbox"/>	チェック⑤ 収益から費用を引いて、「当期正味財産増減額」が計算されていますか？ →正味財産増減計算の部で記載されている場合にはNO。当期純利益になっている場合もNO。
<input type="checkbox"/>	チェック⑥ 「次期繰越正味財産額」は、貸借対照表の「正味財産合計」の金額と一致していますか？ →「活動計算書」の一番下と「貸借対照表」の下から2番目が一致しているか。
<input type="checkbox"/>	チェック⑦ 「その他の事業」を行っている場合には、「特定非営利活動に係る事業」「その他の事業」「合計」の3つの欄に区分がされていますか？ →定款で「その他の事業」を掲げているが実際には行っていない場合は、「今年度はその他の事業を実施していません」と記載。
◆貸借対照表	
<input type="checkbox"/>	チェック⑧ 貸借対照表が「資産の部」「負債の部」「正味財産の部」の3つの区分に分類されていますか？
<input type="checkbox"/>	チェック⑨ 貸借対照表の「資産合計」と「負債及び正味財産合計」の金額が一致していますか？
◆計算書類の注記	
<input type="checkbox"/>	チェック⑩ 財務諸表の注記は作成されていますか？ →1. 重要な会計方針「財務諸表の作成は、NPO法人会計基準(2010年7月20日、2011年11月20日一部改訂NPO法人会計基準協議会)によっています。」という文言は必ず入れる。 →該当しない項目、重要性の低い項目は記載する必要はない。 →「2. 事業別損益の内訳」は事業ごとの様子がわかりやすく表現されるため、重要性が高いと判断される場合は積極的に記載する。

I. 活動計算書の導入率

(タイトルが活動計算書になっている法人の割合)

	調査法人数	導入法人数	導入率
H24	219	118	53.9%
H26	238	165	69.3%

II. NPO法人会計基準の準拠率

(タイトルが活動計算書になっている法人のうち、中身も会計基準に準拠している法人の割合)

	活動計算書導入法人数	活動計算書準拠法人数	準拠率
H24	118	41	34.7%
H26	165	40	24.2%

II-2. NPO法人会計基準の準拠率

(タイトルが活動計算書になっている法人のうち、どれか1つのチェック項目以外は会計基準に準拠している法人の割合)

	活動計算書導入法人数	活動計算書準拠法人数(1つ以外)	準拠率(1つ以外)
H24	118	77	65.3%
H26	165	111	67.3%

III. NPO法人会計基準普及率

(調査した法人のうち、会計基準に準拠している法人の割合)

	調査法人数	活動計算書準拠法人数	準拠率
H24	219	41	18.7%
H26	238	40	16.8%

III-2. NPO法人会計基準普及率

(調査した法人のうち、どれか1つのチェック項目以外は会計基準に準拠している法人の割合)

	活動計算書導入法人数	活動計算書準拠法人数(1つ以外)	準拠率(1つ以外)
H24	219	77	35.2%
H26	238	111	46.6%

③活動計算書を提出しよう！

注記も忘れずに！

活動計算書を提出しよう！

— NPO法人会計基準の導入に必要な10のチェック項目 —

2012年4月に改正されたNPO法において、所轄庁に提出する計算書類が「収支計算書」から「活動計算書」へ変更になりました。また、内閣府や所轄庁が発行しているNPO法人設立・運営の手引きでも「NPO法人会計基準」が採用されています。

「NPO法人会計基準」を導入するNPO法人は増加傾向にあり、平成25年度に提出された決算書の調査では、半数以上のNPO法人が「活動計算書」を提出しています。しかし中身は「収支計算書」のままというものも多く見受けられるほか、あと「注記」さえあれば会計基準に準拠しているといえるものも多いようです。

そこで、どういった項目をクリアすると「NPO法人会計基準」を導入しているといえるのか、自身でチェックしていただける『NPO法人会計基準の導入に必要な10のチェック項目』をご紹介します。NPO法人およびNPOセクター全体の信頼性の向上と支援の拡大のためにも、「NPO法人会計基準」を正しく導入しましょう。



■ 毎事業年度初めの3ヶ月以内に所轄庁へ提出する書類

①	事業報告書等提出書					1部
②	事業報告書					2部
③	計算書類(1.活動計算書 2.貸借対照表 3.計算書類の注記)					2部
④	財産目録					2部
⑤	年間役員名簿					2部
⑥	社員のうち10人以上の者の名簿					2部

このうち、

1. 活動計算書 2. 貸借対照表 3. 計算書類の注記 は、

「NPO法人会計基準」に準拠していますか？

■ 活動計算書

チェックリストと各種書類を照らしあわせてみましょう!



様式1: 活動計算書

活動計算書
××年×月×日から××年×月×日まで

科目			
I 経常収益			
1. 受取会費		×××	
正会員受取会費		×××	
賛助会員受取会費		×××	
2. 受取寄付金		×××	
受取寄付金		×××	
施設等受入評価益		×××	
3. 受取助成金等			
受取民間助成金			
4. 事業収益			
○事業収益			
5. その他収益		×××	
受取利息		×××	
雑収益		×××	
経常収益計			
II 経常費用			
1. 事業費			
(1) 人件費		××	
給料手当		××	
法定福利費		××	
福利厚生費		××	
.....		××	
人件費計		××	
(2) その他経費		××	
会議費		××	
旅費交通費		××	
施設等評価費用		××	
.....		××	
その他経費計			
事業費計			
2. 管理費			
(1) 人件費			
役員報酬			
給料手当			
法定福利費			
福利厚生費			
.....			
人件費計			
(2) その他経費			
会議費			
旅費交通費			
.....			
その他経費計			
管理費計			
経常費用計			
当期経常増減額			
III 経常外収益			
1. 固定資産売却益			
.....			
経常外収益計			
IV 経常外費用			
1. 過年度損益修正損			
.....			
経常外費用計			
税引前当期正味財産増減額			
法人税、住民税及び事業税			
当期正味財産増減額			
前期繰越正味財産額			
次期繰越正味財産額			

【チェック①】
タイトルは「活動計算書」になっていますか？

【チェック②】
「経常収益」は大科目が「受取会費」「受取寄付金」「受取助成金等」「事業収益」「その他収益」の5分類になっていますか？

【チェック③】
「経常費用」は「事業費」と「管理費」に分かれていますか？

【チェック④】
「事業費」と「管理費」について、それぞれ「人件費」と「その他経費」に分かれていますか？

【チェック⑤】
収益から費用を引いて、「当期正味財産増減額」が計算されていますか？

【チェック⑥】
「次期繰越正味財産額」は、貸借対照表の「正味財産合計」の金額と一致していますか？

【チェック⑦】
「その他事業」を行っている場合には、「特定非営利活動に係る事業」「その他事業」「合計」の3つの欄に区分がされていますか？定款で「その他事業」を掲げているが実際には行わなかった場合、「今年度はその他事業を実施していません」と記載します。

■ 貸借対照表

様式2: 貸借対照表

貸借対照表
××年×月×日現在

(単位:円)

科目	金額	
I 資産の部		
1. 流動資産		
現金預金	×××	
未収金	×××	
.....	×××	
流動資産合計		×××
2. 固定資産		
(1) 有形固定資産		
車両運搬具		
什器備品		
.....		
有形固定資産計		
(2) 無形固定資産		
ソフトウェア		
.....		
無形固定資産計		
(3) 投資その他の資産		
敷金	×××	
○○特定資産	×××	
.....	×××	
投資その他の資産計		
固定資産合計		×××
資産合計		×××
II 負債の部		
1. 流動負債		
未払金		
前受助成金		
.....		
流動負債合計		
2. 固定負債		
長期借入金		
退職給付引当金		
.....		
固定負債合計		
負債合計		
III 正味財産の部		
前期繰越正味財産		
当期正味財産増減額		×××
正味財産合計		×××
負債及び正味財産合計		×××

【チェック⑧】

「資産の部」「負債の部」「正味財産の部」の3つの欄に区分されていますか？

【チェック⑨】

「資産合計」と「負債及び正味財産合計」の金額が一致していますか？

■ 計算書類の注記

計算書類の注記	【チェック⑩】
<p>1 重要な会計方針</p> <p style="margin-left: 20px;">計算書類の作成は、NPO法人会計基準(2010年7月一部改正NPO法人会計基準協議会)によっています。</p> <p style="margin-left: 20px;">(1) 固定資産の減価償却の方法</p> <p style="margin-left: 20px;">(2) 消費税等の会計処理</p> <p>2 事業別損益の状況または事業費の内訳</p> <p>4 用途等が製薬された寄付金等の内訳</p> <p>5 固定資産の増減内訳</p> <p>6 借入金の増減内訳</p> <p>7 役員及びその近親者との取引の内容</p>	<p>「1 重要な会計方針」の文言は必ずそのまま記入します。</p> <p style="border: 1px dashed black; padding: 5px; margin-top: 10px;">そのほか、主に入れておきたい項目です。</p>

連絡先

公益財団法人ふるさと島根定住財団 地域活動支援課

〒690-0003

島根県松江市朝日町478-18

電話 0852-28-0690

Fax 0852-28-0692

[Web サイト] <http://www.teiju.or.jp>



(公財)ふるさと島根定住財団